



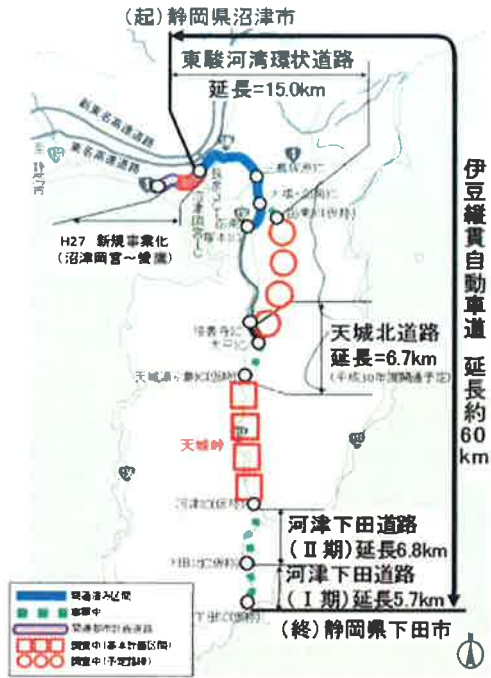
# 「命の道」 伊豆縦貫自動車道だより

平成28年12月発行



伊豆縦貫自動車道  
現場見学会(区長会・一般)  
が行われました

伊豆縦貫自動車道において、伊豆市修善寺から天城湯ヶ島までを結ぶ「天城北道路」の工事現場見学会が開催されました。11月7日に下田市区長連絡協議会23名、8日には一般応募いただいた市民15名にご参加いただきました。  
天城北道路の大平ICから天城湯ヶ島IC(仮称)区間については、平成30年度の開通を目指し、現在工事が進められています。



伊豆縦貫自動車道 延長約60km



狩野川横断高架橋



湯ヶ島第二トンネル坑内

## 河津下田道路Ⅰ期 用地境界立会

河津下田道路Ⅰ期区間(六丁目～箕作)では、道路用地の確定に向けた作業が進められています。箕作地区では、地権者の方々と用地境界の立会を10月28日に実施しました。今後は、他の地区でも準備を進め、立会をお願いしていきます。

## 河津下田道路Ⅱ期 について

現在、河津下田道路Ⅱ期区間(箕作～河津町梨本)の河津IC(仮称)と逆川IC(仮称)付近で橋梁工事、盛土工事、工用道路の建設などが進められています。引き続き本ヶ所の工事を進めていくと同時に、下田市内の用地取得を進めていきますので、ご協力よろしくお願ひします。



逆川IC(仮称)付近 橋梁工事

## 公共事業用代替地 登録制度について

(写真:伊豆縦貫自動車道 下田推進室より)

下田市では、伊豆縦貫自動車道建設などの公共事業により土地を提供していただく方々の代替地要望にお応えするために、代替地候補となる土地の情報を登録していただく「代替地登録制度」を実施しています。

ぜひご協力をお願いします。  
○登録の申込方法

代替地として登録を希望される方は、下田市公共事業用代替地登録申出書に必要事項を記入し、建設課伊豆縦貫道

係にご提出ください。(申出書は、下田市のホームページからダウンロードできます。)  
○注意事項

- ・登録された土地の全てが代替地として売買されるわけではありません。
- ・登録後も売買契約が成立するまでは自由に使用、処分することができません。
- ・登録内容を変更する場合は、登録を取り下げの場合は、届け出をお願いします。
- ・登録の費用は無料です。

○税の特別控除  
一定の条件のもと、代替地の契約が成立した場合には、税法上、土地の譲渡所得のうち1,500万円までの特別控除があります。

## 伊豆縦貫自動車道に関するご意見・ご質問等がありましたら、こちらにお寄せください。

下田市建設課伊豆縦貫道係  
☎0558(22)2219  
国土交通省 中部地方整備局  
沼津河川国道事務所  
伊豆縦貫自動車道下田推進室  
☎0558(38)0445